

# 子ども・子育て支援金の保険料徴収について

令和8年度から子ども・子育て支援金が始まります。健康保険組合が健康保険料と合わせて徴収することが法令で定められていますのでご案内します。

## 子ども・子育て支援金の保険料(令和8年度)

令和8年4月保険料(5月に給与天引き)より支援金を拠出いただきます。

※ 医療保険の保険料とあわせて徴収します。

子ども・子育て支援金に係る保険料率(支援金率)は0.23%です。

※ 支援金額(月額)は、標準報酬月額×支援金率になります。

※ 支援金額の半分は企業のみなさまに拠出いただきます。

※ 賞与からも支援金を拠出いただきます(標準賞与×支援金率)。

<具体的な金額例>

※こども家庭庁のリーフレットより抜粋。

標準報酬月額	240,000	280,000	320,000	360,000	410,000	470,000	530,000	590,000	650,000
個人負担額	276円	322円	368円	414円	471円	540円	609円	678円	747円

子ども・子育て支援金について詳しく知りたい方はこちらにアクセスしてください。→

こども家庭庁ホームページ  
「子ども・子育て支援金  
制度について」



こども家庭庁公式note  
「最近話題の「子ども・子育て  
支援金制度」について」

